

指定居宅サービス事業者、指定障がい福祉サービス事業者等への指導状況

1 令和3年度（2021年度）実地指導等実施状況

対 象 事 業 者		対象事業数	実施事業数
介 護	指定居宅サービス事業者等（地域密着型サービス・施設サービス・有料老人ホーム等を含む）	987	12
障がい	指定障がい福祉サービス事業者等（地域生活支援事業を含む）	605	32
障がい	指定障がい児通所支援事業者	134	2

※各事業者が実施しているサービス事業数の合計を計上しています。

2 実地指導等における主な指導事項

対象事業者別	指 導 事 項
介護・障がい	運営規程の記載内容に不備がある。
介護・障がい	重要事項説明書の内容と運営規程の内容が相違している。
介護	個人情報の使用について、利用者の家族から文書による同意を得ていない。
介護	居宅サービス計画等に基づかないサービスを提供している。
介護	サービス担当者会議の結果が記録されていない、または欠席時の対応が不十分である。
介護	サービス提供記録の記載内容に不備がある。
障がい	市町村に契約内容の報告が行われていなかった。
障がい	区画の変更に係る届出が行われていなかった。
障がい	利用者に対する介護給付費等の額の通知が行われていなかった。
障がい	居宅介護計画の作成において、提供するサービスの具体的内容等が明確になっていない。
障がい	サービス提供実績記録票が未作成で、利用者確認が得られていない。

※ 指導事項については、事業者から提出される改善報告書及び事業所への訪問等により、当該事項の改善状況を確認しています。

3 実地指導等における主な報酬返還事由

対象事業者別	報 酬 返 還 事 由
介 護	サービス担当者会議が行われていない、アセスメントやモニタリングの不備など運営基準を満たしていない。（運営基準減算）
障がい	送迎加算の算定要件を満たしていない。

※ 報酬の返還については、事業者から提出される点検結果一覧表等により、返還の状況を確認しています。